

建設工事に係る入札結果確認期間設定試行要領

開札後、積算等入札結果に係る質問等を受付する期間を設定し、この間は落札決定を保留する。

第1 対象

佐渡市が入札を行う全ての建設工事とする。
ただし、不調又は開札前に中止とした案件及び紙入札案件は除く。

第2 落札決定の保留

開札後、次の事項を入札情報サービスにより開示する。

- ・有効な入札の最低入札額
- ・入札結果確認期間
- ・質問書の送信先（契約検査室のメールアドレス）

※定例としては、火曜日の15時10分から開札を行い、翌日、水曜日の概ね9時までに入札情報サービス上（特に注釈がなければ、“入札情報” ページを指す。）に開示する。

第3 確認期間

開札日の翌日、17時までとする。

※質問がなかった場合の通知等

確認期間終了の翌営業日に落札候補者に対して、電子入札システム上で「落札者決定通知書」を発行する。（契約書の契約日はこの日となる）

定例としては木曜日の9時から順次通知する。
この日時については、個別の入札公告に記載する。

第4 入札結果に対する確認を行うことができる者

当該入札の応札者に限る。

第5 確認方法

質問等は、別紙「入札結果確認質問書」を電子メールで送付して行う。

※新潟県と違って、公表内訳書を閲覧することなく、質問書を提出することになるが、単に「設計書あるいは落札金額に疑義がある。」との質問は受け付けないものとする。

次のいずれかを明示して質問することとする。

- ア) 開示された最低入札金額は最低制限価格を下回っている。
- イ) 自社応札額は最低制限価格を下回っていない。

第6 再入札の通知の取り扱い

再入札の通知は現行通り、開札後直ちに通知する。

※再入札は、現行通り水曜日入札開始、木曜日開札を基本として、再入札通知書に日時を明示するものとする。

第7 質問等に対する回答

質問に係る調査等を行い、原則として確認期間終了日の翌日から起算して3日目の正午までに回答を行うものとする。

※3日間には休日を含めないで、定例であれば、月曜の正午までに回答する。
この日時についても個別の入札公告に記載する。

- (1) 落札候補者に変更が生じない場合（軽微な誤りがあった場合を含む）
入札は有効であり、落札候補者を落札決定者とする。

電子入札システム上で「落札者決定通知書」を発行し、併せて、入札情報サービス（入札結果）にて結果公表を順次行う。
全ての質問回答書を入札情報サービスにより公表する。

※契約書の契約日はこの日とする。
回答に対する再質問は受け付けないものとする。

- (2) 設計の誤り等により落札候補者に変更が生じる場合
入札は中止とする。

電子入札システム上で「入札結果に対する質問等があり、調査の結果、設計に誤りがあったため入札を中止する。」旨の入札中止通知書を送付する。
全ての質問回答書を入札情報サービスにより公表する。